平成28年第１回神奈川県議会定例会議案

（平成27年度 条例その他 その２）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定 県 第185号 議 案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	1
定 県 第186号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	2

定県第185号議案

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の２　手数料の表23の項中

「変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料」を

「変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料

建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料」

に改める。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第186号議案

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表の７　県土整備局関係の表41の３の項⑵中「⑴の規定」の次に「の例」を加え、同項⑶中「⑵の規定」の次に「の例」を加え、同表42の項中「（次項及び43の２の項に規定する長期優良住宅建築等計画を除く。）」を削り、「審査」の次に「（次項から44の項までに該当する場合を除く。）」を加え、同項⑴及び⑵中「の場合」を「を新築する場合」に改め、同項⑵の次に次のように加える。

⑶　一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合

６万8,000円

⑷　共同住宅等を増築し、又は改築する場合　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

ア　総戸数が５戸以内の共同住宅等

16万円

イ　総戸数が５戸を超え10戸以内の共同住宅等

26万円

ウ　総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等

51万円

エ　総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等

91万円

オ　総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等

160万円

カ　総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等

290万円

キ　総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等

410万円

ク　総戸数が300戸を超える共同住宅等

500万円

別表の７　県土整備局関係の表43の項中「対する審査」の次に「（44の項に該当する場合を除く。）」を加え、同項⑴及び⑵中「の場合」を「を新築する場合」に改め、同項⑵の次に次のように加える。

⑶　一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合

9,100円

⑷　共同住宅等を増築し、又は改築する場合　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

ア　総戸数が５戸以内の共同住宅等

１万8,000円

イ　総戸数が５戸を超え10戸以内の共同住宅等

３万2,000円

ウ　総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等

４万6,000円

エ　総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等

８万7,000円

オ　総戸数が50戸を超え 100 戸以内の共同住宅等

15万円

カ　総戸数が 100 戸を超え 200 戸以内の共同住宅等

25万円

キ　総戸数が 200 戸を超え 300 戸以内の共同住宅等

30万円

ク　総戸数が 300 戸を超える共同住宅等

32万円

別表の７　県土整備局関係の表43の２の項中「審査」の次に「（次項に該当する場合を除く。）」を加え、同表44の項中「第６条第２項」の次に「（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「第８条」を「第８条第１項」に改め、同項⑴ア中「（⑶及び⑷を除く。）」を削り、同項⑴イ及び⑵イ中「規定」の次に「の例」を加え、同項⑶ア中「（⑶及び⑷を除く。）」を削り、同項⑶イ中「規定」の次に「の例」を加え、同表45の項中「審査（」の次に「前項、」を加え、同項⑴及び⑵中「の場合」を「の新築に係る計画を変更する場合」に改め、同項⑵の次に次のように加える。

⑶　一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画を変更する場合

３万4,000円

⑷　共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

ア　総戸数が５戸以内の共同住宅等

８万円

イ　総戸数が５戸を超え10戸以内の共同住宅等

13万円

ウ　総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等

25万5,000円

エ　総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等

45万5,000円

オ　総戸数が50戸を超え 100 戸以内の共同住宅等

80万円

カ　総戸数が 100 戸を超え 200 戸以内の共同住宅等

145 万円

キ　総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等

205万円

ク　総戸数が300戸を超える共同住宅等

250万円

別表の７　県土整備局関係の表46の項中「限る」を「限り、44の項に該当する場合を除く」に改め、同項⑴及び⑵中「の場合」を「の新築に係る計画を変更する場合」に改め、同項⑵の次に次のように加える。

⑶　一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画を変更する場合

4,550円

⑷　共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

ア　総戸数が５戸以内の共同住宅等

9,000円

イ　総戸数が５戸を超え10戸以内の共同住宅等

１万6,000円

ウ　総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等

２万3,000円

エ　総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等

４万3,500円

オ　総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等

７万5,000円

カ　総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等

12万5,000円

キ　総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等

15万円

ク　総戸数が300戸を超える共同住宅等

16万円

別表の７　県土整備局関係の表46の２の項中「限る」を「限り、44の項に該当する場合を除く」に改め、同表49の項中「（同法第54条第１項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）」を削り、「対する審査」の次に「（次項及び51の項に該当する場合を除く。）」を加え、同項⑵中「部分をいう。以下」の次に「この項、次項、52の項及び53の項において」を加え、同項⑶ウ中「以下」の次に「この項、次項、52の項及び53の項において」を加え、同表50の項中「あらかじめ登録建築物調査機関等」を「あらかじめエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第１項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）」に改め、「対する審査」の次に「（次項に該当する場合を除く。）」を加え、同表51の項中「第54条第２項」の次に「（同法第55条第２項において準用する場合を含む。）」

４　神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

を加え、同項⑴イ、⑵イ及び⑶イ中「規定」の次に「の例」を加え、同表52の項中「変更部分について同法第54条第１項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたもの」を「前項及び次項に該当する場合」に改め、同項⑶エ中「により算出した」を「の例により算定した」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同表53の項中「ものに限る」を「ものに限り、51の項に該当する場合を除く」に改め、同項⑶エ中「により算出した」を「の例により算定した」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同表に次のように加える。

54　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び56の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	⑴　一戸建ての住宅の場合　次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅　３万4,000円 イ　床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅　３万8,000円 ⑵　一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合　当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を

		合算した金額 ア　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び57の項から60の項までにおいて同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 ６万9,000円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円 （ｳ）床面積

		の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物　20万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物　28万円 イ　非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項及び57の項から60の項までにおいて同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第１号）第８条第

		１号イ⑴及びロ⑴（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。57の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第３条第２項に該当する場合にあっては、同号ロ⑴）又は同令第８条第３号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円 （ｲ）床面積

		の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物　37万円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物　53万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物　65万円 （ｵ）床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物　77万円 （ｶ）床面積の合計が

		２万5,000平方メートル以上の建築物　87万円 ウ　非住宅部分（イに該当するものを除く。）　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物　８万7,000円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物　15万円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

		の建築物 24万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物 31万円 （ｵ）床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物 37万円 （ｶ）床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 44万円
55　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	⑴　一戸建ての住宅の場合 4,700円 ⑵　一の建築物の場合　当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分

		に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア　住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 ２万円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 ４万5,000円 (ｴ) 床面積の合計が

		5,000平方メートル以上の建築物 ８万1,000円 イ　非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 ２万7,000円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 ８万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メー

		トル未満の建築物 13万円 （ｵ）床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物 16万円 （ｶ）床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 20万円
56　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第２項（同法第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項又は第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料	⑴　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア　次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考１の規定の例により算定した床面積をいう。）の区

		分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 １万円 (ｲ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 １万8,000円 (ｳ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 ２万8,000円 (ｴ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 ３万6,000円 (ｵ) 床面積

		の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 ６万6,000円 （ｶ）床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 ９万3,000円 （ｷ）床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 16万円 （ｸ）床面積の合計が5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内の建築物 28万円 （ｹ）床面積の合計が

		１万平方メートルを超え３万平方メートル以内の建築物 37万円 （ｺ）床面積の合計が３万平方メートルを超え５万平方メートル以内の建築物 46万円 （ｻ）床面積の合計が５万平方メートルを超える建築物 90万円 イ　54の項、前項、次項又は58の項の規定の例により算定した金額 ⑵　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲

		げる金額を合算した金額 ア　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (ｱ) 昇降機を設置する場合（(ｲ)に掲げる場合を除く。） 昇降機１基につき１万7,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円） (ｲ) 建築基準法第６条第１項又は第18条第３項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機１基につき１万円

		（小荷物専用昇降機については、5,000円） イ　⑴の規定の例により算定した金額 ⑶　建築基準法第６条の３第１項又は第18条第４項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額 ア　次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない

		建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考２の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が1,000平方メートル以内の建築物 17万1,480円（建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、11万8,560円）

		(ｲ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 22万8,720円 （建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、14万7,720円） (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 26万2,200円 （建築物の構造方法が安全性を有することを認定プロ

		グラムによって確かめられたものについては、16万1,760円） （ｴ）床面積の合計が１万平方メートルを超え５万平方メートル以内の建築物 34万6,440円（建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、20万4,960円） （ｵ）床面積の合計が５万平方メートルを超える建築物 63万6,960円（建築物

		の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによって確かめられたものについては、34万7,520円） イ　⑴又は⑵の規定の例により算定した金額
57　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	⑴　一戸建ての住宅の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 １万7,000円 イ　床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 １万9,000円 ⑵　一の建築物

		（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合　当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア　既に計画の認定を受けた住宅部分　次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 ３万4,500円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル

		以上2,000平方メートル未満の建築物　６万円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物　10万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物　14万円 イ　既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第８条第１号イ⑴及びロ⑴（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第３条第２項に

		該当する場合にあっては、同号ロ⑴⑴又は同令第８条第３号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 11万5,000円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 18万5,000円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

		平方メートル未満の建築物 26万5,000円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物 32万5,000円 （ｵ）床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物 38万5,000円 （ｶ）床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 43万5,000円 ウ　既に計画の認定を受けた非住宅部分（イに該当するものを除く。）　次に掲げる非住宅部分の

		床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 ４万3,500円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 ７万5,000円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 12万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物 15万5,000円

		(ｵ) 床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物 18万5,000円 (ｶ) 床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 22万円 エ　新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 54の項⑵の規定の例により算定した金額（この場合において、同項⑵中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）
58　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものに限り、56の項に該当する場合を除く。）	変更部分についての登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	⑴　一戸建ての住宅の場合 2,350円 ⑵　一の建築物の場合　当該申請に係る建築物の部分（既

		に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア　既に計画の認定を受けた住宅部分　次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物　4,700円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物　1万円 （ｳ）床面積

		の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 ２万2,500円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 ４万500円 イ　既に計画の認定を受けた非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー

		トル未満の建築物 1万3,500円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 6万5,000円 (ｵ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 8万円 (ｶ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 10万円

		ウ　新たに追加する住宅部分又は非住宅部分　55の項(2)の規定の例により算定した金額（この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）
59　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(1)　一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)（同令附則第４条第１項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合　次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が200平方メートル未

		満の一戸建ての住宅 ３万4,000円 イ　床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 ３万8,000円 ⑵　一戸建ての住宅（⑴に該当するものを除く。）の場合　次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 １万7,000円 イ　床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 １万9,000円 ⑶　一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合　当該申請に係る建築物の部分に

		ついて、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア　住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴（同令附則第４条第１項に該当する場合にあっては、同号ロ⑴）又は同令第１条第１項第３号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）　次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方

		メートル未満の建築物 6万9,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円 イ　住宅部分(アに該当するものを除く。)　次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定

		める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 ３万3,000円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 ５万7,000円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円 ウ　非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める

		省令第１条第１項第１号イ又は同項第３号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物　23万円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物　37万円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

		の建築物 53万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物 65万円 （ｵ）床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満の建築物 77万円 （ｶ）床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 87万円 エ　非住宅部分（ウに該当するものを除く。）　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		（ｱ）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 ８万7,000円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物 31万円 （ｵ）床面積の合計が１万平方メートル

		以上２万5,000平方メートル未満の建築物　37万円 （ｶ）床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物　44万円
60　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。）	登録建築物調査機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合認定等申請手数料	⑴　一戸建ての住宅の場合　4,700円 ⑵　一の建築物の場合　当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア　住宅部分　次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ｱ）床面積の合計が300平方

		メートル未満の建築物 9,400円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 ２万円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 ４万5,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 ８万1,000円 イ　非住宅部分　次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ｱ) 床面積

		の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 （ｲ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 ２万7,000円 （ｳ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 ８万円 （ｴ）床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満の建築物 13万円 （ｵ）床面積の合計が１万平方メートル以上２万

		5,000平方メートル未満の建築物 16万円 （ｶ）床面積の合計が２万5,000平方メートル以上の建築物 20万円

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。